

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集します。

1. 対象地域

栗原市一迫地区

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地及び内容は下記のとおりです。

| No | 地名 | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 変更内容 | 変更理由 |
|----|------------|-------|----|--------|-------------|---------------|
| 1 | 一迫真坂字真坂山ノ上 | 15-1 | 畑 | 5,602 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |
| 2 | 一迫真坂字真坂山ノ上 | 23-34 | 畑 | 15,679 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |
| 3 | 一迫真坂字真坂山ノ上 | 80 | 田 | 1,040 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |
| 4 | 一迫字嶋躰館浦 | 20-3 | 田 | 617 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |
| 5 | 一迫字嶋躰館浦 | 37 | 田 | 1,890 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |
| 6 | 一迫字嶋躰三ツ口沢 | 5-1 | 田 | 5,121 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |
| 7 | 一迫字嶋躰三ツ口沢 | 25-64 | 畑 | 1,685 | 地域計画区域からの除外 | 農地以外の利用に供するため |

3. 意見募集期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月9日（火）

4. 意見の提出方法

「氏名」「住所」「意見の内容」をメールに直接記載し、以下のアドレスへ送信してください。

お問い合わせ先

栗原市産業経済部農政園芸課（栗原市築館薬師一丁目7番1号 ふるさとセンター2階）

TEL：0228-22-1135

FAX：0228-24-7688

Eメール：nosei@kuriharacity.jp